平成２４年（フ）第５２５号
大阪府貝塚市二色２丁目５番２―2201号
破産者　豆井しづ代
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第８１７号
神戸市北区大原２丁目７番地の５
破産者　内海　浩一
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８８６号
神戸市兵庫区新開地６丁目３番22―504号
破産者　山田　晶子
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３３０号
兵庫県宝塚市平井２丁目４番19―203号、開始決定時の住所兵庫県宝塚市平井４丁目７番12―304号
破産者　大塚　康太
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５６７号
兵庫県尼崎市常光寺１丁目３番１―612号
破産者　コウシンサービスこと　宮浦　　進
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４９号
鳥取県米子市昭和町30番地１
破産者　幅田　元男
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第７２号
鳥取県米子市上福原７丁目７番18号、開始決定時の住所鳥取県米子市皆生新田３丁目13番32号
破産者　岩﨑　康朗
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２４年（フ）第４０号
徳島県板野郡北島町鯛浜字川久保191―２、前住所徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壱76番地１、旧住所徳島県吉野川市鴨島町喜来１番地
破産者　井内　政和
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５８２号
熊本市南区近見８丁目７番70号　サニーコート近見Ⅰ203号、前住所熊本県菊池郡大津町大字大津619番地５
破産者　菅　　政也
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４２号
鹿児島県日置市吹上町田尻6429番地４
破産者　小屋　勇一
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３２２号
北海道白糠郡白糠町東一条南１丁目２番地22
破産者　福士　　實
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第４６号
釧路市大楽毛南４丁目４番16号
破産者　柴田　範子
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２２５号
釧路市緑ケ岡５丁目27番５号
破産者　片山　眞澄
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２２６号
釧路市緑ケ岡５丁目27番５号
破産者　片山　洋江
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第５７号
青森県八戸市大字是川字内野場１番地１、前住所青森県三戸郡階上町大字金山沢字与伝49番地３
破産者　米田　祐康
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第５８号
青森県八戸市大字是川字内野場１番地１、前住所青森県三戸郡階上町大字金山沢字与伝49番地３
破産者　米田佐知子
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１２６号
岩手県九戸郡洋野町種市第39地割８番地180
破産者　橋本　光由
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１２７号
岩手県九戸郡洋野町種市第39地割８番地180
破産者　橋本レイ子
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１６１号
茨城県北相馬郡利根町もえぎ野台１丁目３番地３
破産者　中村　辰徳
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係